

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	多摩川の里
経営主体(法人等)	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
対象サービス	特別養護老人ホーム
事業所住所	〒214-0012 神奈川県川崎市多摩区中野島6-13-5
設立年月日	平成5年6月1日
評価実施期間	平成24年6月 ～ 平成24年12月
公表年月	平成25年1月
評価機関名	株式会社 学研データサービス
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
<p>《施設の概要》</p> <p>特別養護老人ホーム「多摩川の里」は、JR南武線中野島駅より徒歩5分ほどの住宅地に位置しています。川崎市の介護老人福祉施設として平成5年に開所し、平成15年の指定管理者制度の導入により、現在は社会福祉法人川崎市社会福祉事業団が運営を行っています。介護老人福祉施設事業のほか、短期入所事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、地域包括支援事業などを実施しています。</p> <p>《特に優れている点》</p> <p>○看取り介護に取り組み、より良い介護につながるよう研鑽しています</p> <p>看取り介護について、平成20年度に委員会を立ち上げて、取り組んでいます。看取り介護の内容について話し合い、看取り介護方針や看取り介護のマニュアルを作成しました。さらに、事業所内部で職員間の研修会も実施しています。また、家族から看取りに関する意向をうかがい、同意書をいただいています。看取り介護終了時にはデスクンファレンスを行って振り返りの時間を設け、より良い介護につながるよう研鑽しています。慰霊祭も実施し、家族から好評をいただいています。</p> <p>○目標管理制度の実施により、職員一人ひとりの能力向上や意欲の引き出しにつなげています</p> <p>目標管理制度の導入は、法人全体での取り組みでもあり、職員が日常の業務に取り組むための意欲の引き出しにも効果をもたらしています。目標は、職員個人のほか、チーム、チームの中の個人、各部署、施設事業計画など多くの側面から設定しているため、チーム内での研修の充実やスーパーバイザー機能の向上にも結びついています。目標管理シートを使い、PDCA（計画、実施、評価、改善）サイクルに沿って記入することにより、職員自身にも責任と自覚が生まれ、介護の質と職員のやる気や能力の向上にもつながっています。</p>	

○ケアプラン作成の手順を改善し、役割や実践が明確になりました

サービス提供の基本となるケアプラン作成にあたって、アセスメントからサービス計画書作成に至るまでケース担当者が一貫して関わり、ケアプラン検討会議で決定する方式に変更しました。また、ケアプラン作成のマニュアルも作成し、誰がどのように関わるかを明確にしました。その結果、利用者の意向や生活歴などが計画に反映しやすくなると同時に他職種からの情報も集めやすくなりました。入浴、排泄、食事、リハビリなどに関して具体的なサービスの実践がより明確に行えるようになっていきます。

《さらなる取り組みに期待する点》

○老朽化による修繕計画の実施までの工夫を期待します

高額な費用のかかる修繕については川崎市との協議により進められるため、計画実施までに十分な時間を見込む必要があり、その間の安全性の確保も課題となります。現在は、サービスへの影響が大きいものから優先順位をつけて、設備面の手当てをしている状況です。清掃などの衛生には十分配慮されていますが、雨のしみこみなどから床のタイルマットがはがれたり、カーテンの不具合が出るなどという状況も見られます。修繕の予定も立てられていますが、実施されるまでの間も利用者の安全が十分確保されますよう、工夫されることを期待します。

○利用者への周知に関する取り組みをさらに充実させていかれることを期待します

利用者の日常生活の様子や介護保険制度利用に関することなどについては良く周知され、利用者家族の協力も得られている状況です。今後は、さらに、重要案件の決定経緯や基本理念との整合性、事業所の姿勢などを周知していかれることを期待します。それにより、施設に対する理解がさらに深まり、ともに施設を作っていく協力体制の強化にもつながるでしょう。また、第三者委員などの相談窓口について、利用者への周知が十分とはいえない状況です。法人以外の第三者を通して利用者が意向を示せるような方法も検討していかれると良いでしょう。

○虐待防止も視野に入れ、人権についてさらに深く学ぶ機会を設けられると良いでしょう

施設サービス計画の作成、事故を未然に防ぐための対策、基本理念である「寄り添いと思いやり」を実現するための看取り介護や研修の実施など、利用者の生活をより暮らしやすいものにするために取り組んでいる様子が随所からうかがえます。利用者の方々も穏やかに過ごしている様子が見られました。しかしながら、職員アンケートでは、入居者の生活をより良いものにするために、さらに良い介助や言動を求める意見が見られます。今後、虐待防止も視野に入れ、人権についてさらに深く学ぶ機会を設けられると良いでしょう。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

病院との情報交換などのため、外部と情報のやり取りをする必要が生じた場合に備えて、個人情報の取り扱いについて入所時に利用者や家族に説明し、同意を得ています。利用者のプライベートな空間に入る時には声をかける、個人宛の文書は家族か利用者そのまま渡すなど、プライバシーに配慮しています。また、排泄の時にはカーテンを閉める、入浴時にはタオルを利用してできるだけ肌を露出しないようにするなど、羞恥心にも配慮しています。

余暇活動への参加や食事、排泄、入浴などの介助にあたっては、利用者の意思を確認したうえで対応しています。接遇研修を行い、日常の介護においても施設の基本理念「寄り添いと思いやり」を心に留めて介護にあたるよう心がけています。特に看取り介護においては、利用者に思いを寄せ、気持ちを込めてそばにいることを大切にしています。虐待防止の取り組みについて、過去に外部の関係機関と連携を取った事例があります。今後は虐待防止や人権についても研修を行っていかれるとさらに良いでしょう。

法人の個人情報保護要領に基づき、個人情報保護に対する基本方針、個人情報の利用目的を一覧にして明示しています。実習生やボランティアに対してはボランティア委員会、実習生受け入れ委員会で、個人情報保護について説明しています。また、法人の新規卒業生向けのパンフレットや機関紙「花みずき」の活動紹介など、施設外に出る情報に利用者の写真などを使用する際には、必ず事前に利用者から了解を得ています。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

入所時に、日常生活動作（ADL）や心身の状態、利用者や家族の意向について聞き取り、観察を行います。その情報をもとに、関係する職員が集まって、長期目標、短期目標を定めた施設サービス計画書を立てています。サービスの提供は、施設サービス計画書に基づいて行っています。長期目標、短期目標は定期的に評価し、見直しを行っています。

食事について、利用者の嗜好や体調に合った食事を提供できるよう、施設では食事チームを設けています。食事チームでは、年間計画のもと、食事チェック表の管理、水分形態表のチェック、口腔ケア・診療表のチェックや口腔ケア用具の点検などを行っています。また、介助の仕方や食事形態について理解するために職員間での内部研修も実施しています。

移動の支援について、利用者の身体状態や歩行能力に合わせた自助具（杖、歩行器、シルバーカーなど）を使用しています。トイレや廊下には手摺りを取り付け、できるだけ自立歩行できるような環境作りを行っています。また、理学療法士と相談しながら、日常生活の中で車椅子の自走や介助歩行をサービス内容に盛り込み、できるだけ利用者が自力で移動できるように支援しています。

日常生活の中でのリハビリとして、居室から食堂への移動、食堂から談話室への移動など、距離の少ない移動時に、介護スタッフが付き添い自立歩行を行ったり、手引き歩行を行ったりしてできるだけ自分の力を生かすことができるよう介助にあたっています。

日中はできるだけ活動的に過ごすことができるよう、ホールで過ごしていただき、毎日、体操とレクリエーションを行っています。また、ボランティアによる生け花や刺し子などのクラブ活動も実施しています。毎日のレクリエーションでは、外気浴、合唱、輪投げ、連想ゲームなどその日の利用者の体調に合わせてさまざまなゲームを行っています。レクリエーションやクラブ活動への参加は利用者の意思を尊重しています。

<p>3. サービスマネジメントシステムの確立</p>	<p>利用開始にあたり、生活相談員より、契約書、重要事項説明書に基づいて、利用についての説明をしています。事前面接調査票に基づいて、利用者本人のADL（日常生活動作）や心身の状態、利用者本人や家族の入所に関する意向、生活習慣、性格、趣味、嗜好、医療情報などについていねいに聞き取り、記録します。また、入所調査票に基づいて、生活歴などについて確認しています。これらの情報をもとに入所判定会議を開き、入所の決定を行っています。</p> <p>防災管理委員会、防災対策委員会があり、防災訓練を行っています。法人では、現在大規模災害対応マニュアルを作成中です。災害時に職員が利用者の安全を図るとともに、サービスの継続ができる体制を作る姿勢です。施設は、川崎市との協定で第二次避難所になっていますが、河川が近い立地ということもあり、第一次避難所の役割に近い準備を心がけ、備蓄品を整えるなど災害対策の充実に取り組んでいます。</p> <p>事故が発生したときには、軽微な場合でも、必ず事故報告書を作成しています。事故の原因分析や対応策の検討は、フロア職員会議や事故検証会議で行っています。事故につながる可能性のある気付きや発見があったとき、すぐに記録ができるように寮母室のテーブルには記録用紙を常備しています。職員は、ことの大小に関わらず気づきを共有して、事故防止に取り組んでいます。</p>
<p>4. 地域との交流・連携</p>	<p>落語、オカリナ演奏、コーラスなどのほか、お化粧や刺し子、生け花などのクラブ活動の実施、傾聴や洗濯物たたみ、ガーデニングなど、ボランティアとして1000名ほどの方の登録があります。また、毎年近隣の中学生の体験学習を受け入れています。毎月のお誕生会には近隣の保育園の子どもたちが来所し交流を楽しんでいます。地域の方々が参加できる行事として施設のフェスティバルがあります。多くの近隣の方が来所し、太鼓の演奏、チアダンスなどを披露してくださっています。</p> <p>地域包括ケア連絡会議や自治会行事に参加して、地域の方々の声を聞いています。短期入所の利用は、家族の介護負担を軽減するだけでなく、地域でのネットワークが少ない利用者にとって地域とのネットワークを作る機会にもなるため、在宅部門と連携しながら地域支援に取り組んでいます。利用にあたってより使いやすいように工夫するための情報を得たり、利用の必要性が高い方を把握したりと、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を併設していることによる連携の良さを生かしています。利用後の声も把握し、サービスの改善に生かしています。現在は併設の在宅部門で地域に対する企画を担っているため、事業所として地域向けに研修開催や講師派遣は行っていませんが、今後、看取りの介護の実績と専門性を生かして、在宅で看取り介護を行っている家族にも寄り添い、支援していきたいと考えています。なお、隣接の障がい者福祉会館との共催で行っている「多摩川の里フェスティバル」には近隣住民や障がい者団体も参加し、交流を図っています。</p>
<p>5. 運営上の透明性の確保と継続性</p>	<p>法人の理念（1. 充実したサービスの提供、2. 地域に根ざした施設運営、3. 職員の資質・能力の向上、4. 法人の経営基盤の整備）に基づき、施設の基本方針として「寄り添いと思いやり」を掲げています。そして、利用者の個性や人権、これからの生き方を尊重したサービスに努めること、笑顔とあいさつを絶やさないこと、利用者や地域の方々との架け橋となること、を念頭にサービス提供に努めています。</p> <p>法人の作成した中・長期計画があります。施設では、その中・長期計画に基づいて、事業計画を作成し、事業の方向性を明示しています。事業計画の策定にあたっては、各事業部内で話し合っ重点項目の絞り込みを行っています。</p>

	<p>ます。平成24年度は看取り介護への取り組みの定着と体制強化を図ることを重点目標としています。事業所内研修では、3月に次年度の事業方針をテーマに挙げ、施設長から職員に説明するとともに、理解を深めています。</p>
<p>6.職員の資質向上の促進</p>	<p>職員の育成は目標管理シートを活用して行っています。「チーム目標」や「チーム内個人目標」、「個人目標」を設定し、目標達成に向けて取り組んでいます。この目標管理制度を実施することにより、個人の目標と事業所の方向性を一致させることができ、チーム内での研修土壌ができるとともにスーパーバイズ機能も高まっています。また、施設長は目標管理シートを基に年2回、職員と面談を行っています。面談では目標に対しての進捗状況を確認するほか、職員の今後の希望を把握しています。</p> <p>全体会議の場を活用して年間計画を立て、内部研修を行っています。今年度は接遇、法令順守、認知症ケア、感染症について研修を行いました。救急法については、消防署より講師を招き、AEDの取り扱いについても学んでいます。外部の研修には勤務時間内に参加できる体制を取っています。職員は、職種や経験年数を考慮して、接遇、口腔ケア、認知症ケア、ターミナルケア、コミュニケーション、苦情対応など、さまざまな研修に参加しています。なお、内部研修で伝達研修を行うこともあります。</p>

